

動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会

参考資料1

検討会開催の趣旨

- 動物愛護管理法に定められている動物取扱業に係る飼養管理に関する基準(登録の基準)及び遵守基準については、汎用性の高い定性的な基準として、動物取扱業者が確保すべき飼養管理のあり方が示されているが、近年、その円滑な運用等に資するため、ガイドライン等の作成や数値の設定などによる明確化等を図っていくことが強く求められているため、科学的知見に基づいた基準やガイドラインのあり方について専門的な見地から検討を行う。
- 上記の検討により得られた知見について、動物の所有者等の責務に係る家庭動物や展示動物等の飼養保管基準及び関連するガイドラインに活用することについても合わせて検討を行う。

検討委員

(敬称略)

氏名	所属	役職
磯部 哲	慶應義塾大学大学院法務研究科	教授
加隈 良枝	帝京科学大学生命環境学部	准教授
佐藤 衆介	帝京科学大学生命環境学部	教授
渋谷 寛	渋谷総合法律事務所	所長、弁護士
武内 ゆかり	東京大学大学院農学生命科学研究科	教授
戸田 光彦	自然環境研究センター	主席研究員
水越 美奈	日本獣医生命科学大学獣医学部	准教授

第1回検討会

研究会開催日時

平成30年3月5日

主な内容

- 動物取扱業に係る動物の飼養管理方法等の制度の概要について
- 今後の検討の進め方について

第1回検討会での議論

検討の視点

- ◆ 動物取扱業者における動物の適正な飼養管理を確保するため、動物取扱業者や自治体職員が理解しやすいよう、①業種、業態、生物種の多様性に応じ、現行基準の細分化、明確化を行うこと、②基準の内容を分かりやすく示した資料（図解等を盛り込んだガイドライン等）が必要との指摘がある。
- ◆ 平成23年の「動物愛護管理のあり方報告書」においては、たとえば、**数値基準は可能な限り科学的根拠に基づく、現状より細かい規制の導入が必要であり、専門的な知見を持つ有識者で構成される委員会において議論をすべき**、と指摘されている。
- ◆ 現行基準の細分化・明確化については、以下の視点に留意する必要がある。
 - 犬のブリーダーや猫カフェから大規模な動物園に至るまで、業種、業態、取り扱う生物種の**大きく異なる業に同じ基準を適用することが妥当か**。
 - **数値基準については、設定することが適正飼養の確保につながるか。**（動物の健康安全の確保の観点から考えたとき、施設等について数値基準等の適否判断を優先した結果として、動物の健康状態についての評価がおそらくなるおそれがないか。また、数値基準は最低限遵守すべき基準に留めざるを得ないことが動物の飼養環境に及ぼす影響が懸念されないか。）



検討会で出された主な意見

- 動物愛護管理法は自治事務であり、国が詳細を定めることで生じる弊害についても配慮する必要がある。
- 現場を担う自治体のニーズ、背景、リアルな実態を把握したうえで、実効性ある基準とすべき。
- 自治体に裁量権を持たせるなら、自治体職員に一定の知識・技術を持つよう担保することが前提。
- 科学的根拠があるならば、全国一律の基準を設定してもよいのでは。
- 海外の基準・知見について情報収集し、資料を出して欲しい。
- 産業動物では「アニマルベースメジャー」が基本の考え方であり、ある程度、研究の蓄積がある。
- 対象とする生物種が多様だが、まずは飼養頭数が多い犬・猫から始めては。
- 犬猫の議論と爬虫類は分けて考えるべき。爬虫類は多種多様であり、獣医学的・疫学的知見に乏しい。
- アニマルベースの考え方は、動物種を問わずに使える。定性的なものになるが、犬猫から爬虫類まで適用可能。
- 海外では種毎のコードを出している。実現可能性を含めて具体的検討を進められれば良い。